

横浜市重度訪問介護利用者大学修学支援事業 利用の手引き



令和4年7月1日 版

横浜市重度訪問介護利用者大学修学支援事業 利用の手引き

この事業は、重度の障害がある方が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等を提供し、大学修学をサポートするものです。

対象者

横浜市内に在住で、次の(1)～(3)のすべてに当てはまる方

- (1) 重度訪問介護(※)を利用している方、もしくは、それに準ずる方
- (2) 入学後に停学その他の処分を受けていない方
- (3) 学修の意欲があり、適切に単位を修得している方（病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由による場合を除く。）

※重度訪問介護とは…

常時介護を必要とする重度の肢体不自由者、または、知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に、居宅における介護・外出時の移動中の介護等を行う障害福祉サービスです。

障害支援区分4以上で、別途要件を満たす方が対象です。

大学等の範囲

この事業の対象となる「大学等」とは、学校教育法に基づく大学等（大学（大学院および短期大学も含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校）で、以下の要件を満たすものです。

- (1) 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること
- (2) 大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること

サービスの内容

大学等への通学中および大学等の敷地内における身体介護等（以下、例示）

- ・食事介助
- ・排泄介助
- ・衣類の着脱
- ・水分補給
- ・移動の介助

対象とならないサービス

- (1) 大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動の支援
- (2) 介護、見守り等の具体的支援を必要とせず支援員が待機している時間
- (3) 支援員に危険が伴う活動の支援
- (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、社会通念上この事業を適用することが適当でない活動への支援

サービス実施事業者

居宅介護、もしくは、重度訪問介護の指定を受けた事業者

サービス利用にかかる費用

サービスの利用時間が年間 500 時間を超える場合は別表第一、年間 500 時間以内の場合は別表第二のサービス提供費が適用されます。

別表第一（第7条関係）

所要時間	サービス提供費
30分（20分以上45分未満）	1,135円
1時間（45分以上1時間15分未満）	2,270円
1時間30分（1時間15分以上1時間45分未満）	3,405円
2時間（1時間45分以上2時間15分未満）	4,540円
2時間30分（2時間15分以上2時間45分未満）	5,675円
以後、30分ごとに加算	1,135円

別表第二（第7条関係）

所要時間	サービス提供費
30分（20分以上45分未満）	1,960円
1時間（45分以上1時間15分未満）	3,920円
1時間30分（1時間15分以上1時間45分未満）	5,880円
2時間（1時間45分以上2時間15分未満）	7,840円
2時間30分（2時間15分以上2時間45分未満）	9,800円
以後、30分ごとに加算	1,960円

※別表第二を適用する場合のサービス提供費の上限は年間113万5千円です。

※年間のサービス利用時間が500時間以内と計画していた方が、年度途中で500時間を超えた場合は、支給決定開始日に遡って別表第一のサービス費を適用します。

利用者負担額

原則 1 割（市民税非課税である場合は 0 円） ※上限額の設定あり

利用にかかる手続き

サービスを利用するためには申請手続きが必要です。利用を希望する場合は事前に区福祉保健センターへご相談ください。申請時は必要な書類を添えて、区福祉保健センターに申請してください。詳しい手続きの方法は、5 ページ以降のフロー図および手続きの流れをご確認ください。

支給決定の内容が変更になるとき

支給決定の内容が変更になる場合は、「申請書（第 1 号様式）」および変更内容に応じて利用計画などの必要書類の提出が必要です。特に、支給時間の変更は報酬単価にも影響する場合がありますので、必ず早めに提出してください。

◎たとえば…

- ・利用予定時間が足りない
- ・事業所が変わった、増えた など

支給決定の更新

支給決定の期間は、その開始日の属する年度の 3 月 31 日までです。

次の年度も引き続き事業の利用を希望する場合は、再度利用申請の手続きが必要です。

利用を終了するとき

支給決定を受けている方が、次のいずれかに該当する場合は、「利用取下げ・終了届出書（第 7 号様式）」の提出が必要です。

- (1) この事業の利用を辞退する場合
- (2) 大学等を卒業または退学した場合
- (3) 大学等を休学した場合
- (4) この事業の対象者の要件に該当しなくなった場合
- (5) (1)～(4)のほか、事業の利用の必要がなくなった場合

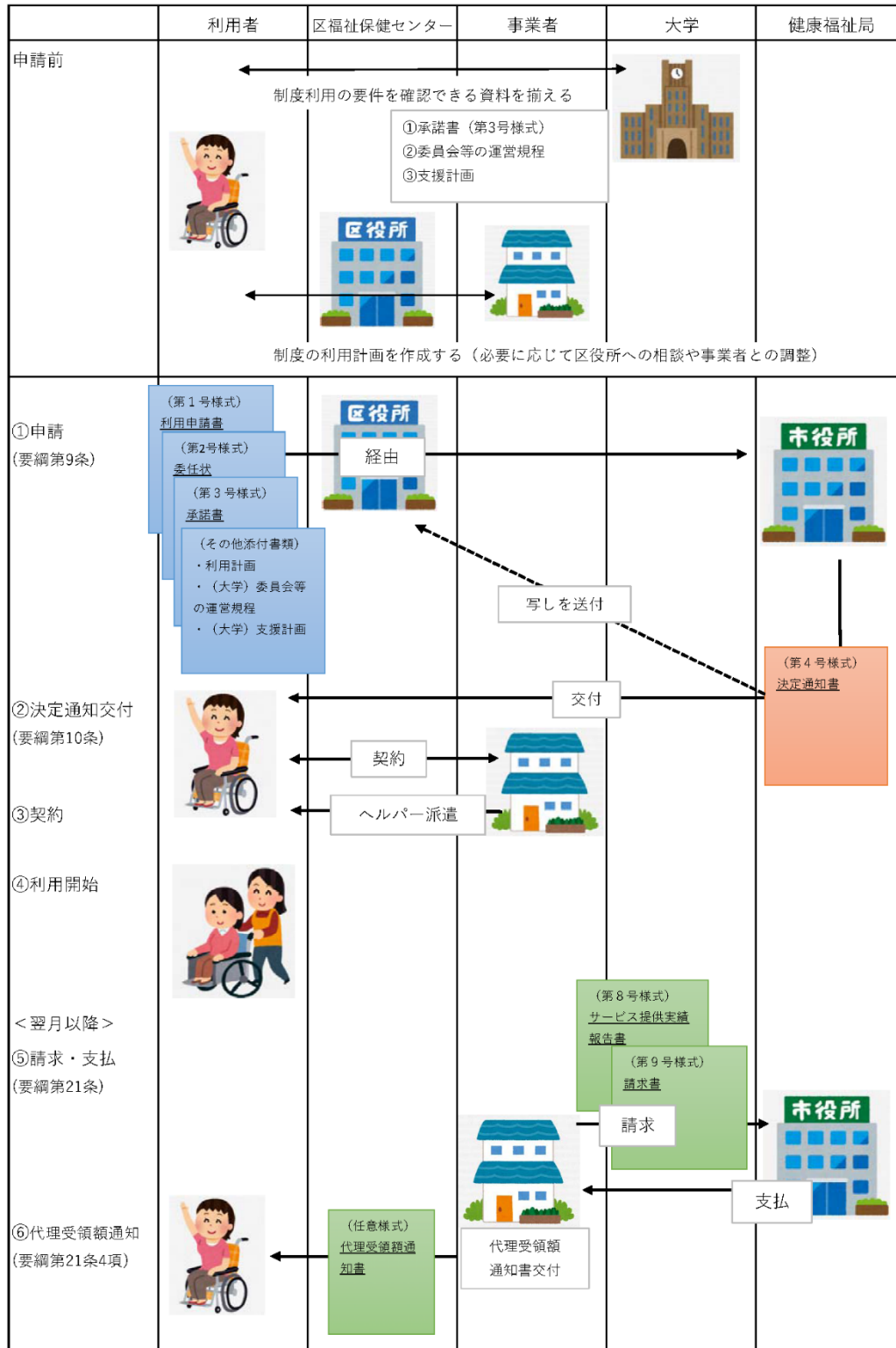
支給決定の廃止

支給決定を受けている方が、次のいずれかに該当する場合は、支給決定を廃止し、「利用廃止決定通知書（第 6 号様式）」によって通知します。

- (1) 死亡または市外転出した場合
- (2) この事業の対象者の要件に該当しなくなったと認められる場合
- (3) 不正その他偽りの申請により支給決定を受けた場合
- (4) (1)～(3)のほか、適切な利用と認められない場合

手続きの流れ

P 7以降に利用希望者、事業者、大学毎に詳細を記載していますので、
フロー図と併せて御確認ください。



<留意点>

- ・1年度毎に利用申請が必要です。
- ・利用時間や事業所等に変更がある場合は、利用変更申請書（第1号様式）をご提出ください。

手続きの流れ（詳細）

●利用を希望する方へ

利用を希望する場合は、事前に区福祉保健センターへ相談してください。

①修学先へ依頼し、利用の要件を確認できる以下の書類を準備

- ・承諾書（第 3 号様式）
 - ・障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会等の運営規定
 - ・大学等において常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画
- ※前年度から継続してこの事業を利用している場合は以下の書類も必要
- ・前年度に提出した支援体制の構築に向けた計画について、過去 1 年間の進捗状況がわかるもの



②事業者に対して、大学等での支援について打診

調整が済めば、「委任状（第 2 号様式）」乙欄の記入を依頼

※複数事業所を利用する場合は、それぞれの事業所の委任状が必要です。



③サービスの利用計画を作成

事業者や区の担当職員等と相談しながら週間の計画を作成してください。



④以下の書類を添えて、区福祉保健センターに利用申請

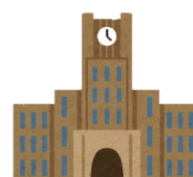
- ・申請書（第 1 号様式）
- ・委任状（第 2 号様式）
- ・サービスの利用計画
- ・①で大学等が作成した書類 3 点（承諾書、運営規定、支援計画）



⑤区福祉保健センターは利用要件を確認、市が「利用決定通知書（第 4 号様式）」を発行



⑥事業者と利用契約を結び、利用計画に沿ってサービス提供開始



●事業者の方へ

①この事業について支援依頼があった場合は、利用目的の確認やサービス実施日程等の確認、利用計画の作成、「委任状（第 2 号様式）」乙欄の記入など事前調整を行う



②「利用決定通知書（第 4 号様式）」を確認し、重要事項説明書・契約書等を取り交わす



③利用計画に沿ってサービス提供開始



④サービス提供ごとに、活動記録と実績報告書を作成



⑤サービス提供の翌月月末までに以下の書類を添えて地域生活支援サービス費を市に請求

- ・サービス提供実績報告書（第 8 号様式）
- ・地域生活支援サービス費請求書（第 9 号様式）



⑥市は、請求があった日から 30 日以内に地域生活支援サービス費を支給



⑦利用者に対して代理受領額通知書を発行

利用者負担額が発生する場合は、利用者負担額を請求し、領収書を発行



●大学等の方へ

この事業の利用を希望する学生から申し出があった場合は、以下の書類を記入・作成してください。

①対象学生が初めてこの事業を利用する場合

- ・承諾書（第 3 号様式）
- ・障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会等の運営規定
- ・大学等において常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画

②対象学生が前年度から継続してこの事業を利用している場合

- ・①の書類 3 点
- ・前年度に提出した支援体制の構築に向けた計画について、過去 1 年間の進捗状況がわかるもの

各区福祉保健センター連絡先

区	担当	電話	FAX	区	担当	電話	FAX
鶴見	障害者	510-1847	510-1897	金沢	障害者	788-7849	786-8872
	障害児	510-1839	510-1887		障害児	788-7772	788-7794
神奈川	障害者	411-7114	324-3702	港北	障害者	540-2237	540-2396
	障害児	411-7113	321-8820		障害児	540-2320	540-2426
西	障害者	320-8417	290-3422	緑	障害者	930-2433	930-2310
	障害児	320-8402	322-9875		障害児	930-2432	930-2435
中	障害者	224-8165	224-8159	青葉	障害者	978-2453	978-2427
	障害児	224-8171			障害児	978-2457	978-2422
南	障害者	341-1141	341-1144	都筑	障害者	948-2316	948-2490
	障害児	341-1152	341-1145		障害児	948-2321	948-2309
港南	障害者	847-8459	845-9809	戸塚	障害者	866-8463	881-1755
	障害児	847-8457	842-0813		障害児	866-8468	866-8473
保土ヶ谷	障害者	334-6384	331-6550	栄	障害者	894-8068	893-3083
	障害児	334-6353	333-6309		障害児	894-8959	894-8406
旭	障害者	954-6128	955-2675	泉	障害者	800-2485	800-2513
	障害児	954-6117	951-4683		障害児	800-2448	
磯子	障害者	750-2416	750-2540	瀬谷	障害者	367-5715	364-2346
	障害児	750-2439			障害児	367-5703	367-2943
健康福祉局 障害自立支援課						671-2402	671-3566